



湯河原ロータリークラブ WEEKLY REPORT



2019年7月26日(金) 天気：曇り
例会 第2774回 合唱：奉仕の理想

会長 平間 章弘
幹事 室伏 学

事務所：神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内
TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716
例会場：ニューウェルシティ湯河原 静岡県熱海市泉 107
TEL 0465(63)3721 FAX 0465(63)6401
例会日：毎週金曜日 12:30~13:30

会長挨拶

本日、新入会員として安江さんが入会されました、推薦者は神谷会員と佐東会員です。後ほど推薦者の神谷会員より安江新会員の紹介とご本人の入会のコメントをお願いいたします。

さて、今朝ガバナー事務所より2019-2020年の「ロータリーの友手引書」を送るとのメールがあり、九月の「ロータリーの友」月間の卓話用として使用して欲しいとのことでした。

「ロータリーの友」はロータリアンならば必読義務のある会報誌ですが、そもそも、この会報誌は1953年の創刊前年に日本ロータリークラブが二つに分割されることになり、相互の連結を緊密にする為に創られたそうです。

「ロータリーの友」は、ロータリーの状況や活動について身近で尚且つ親しまれる様に作られています、ロータリアン以外の方々に読んでいただき、新入会員が入会するきっかけを作るためのツールとしても有効な機関・情報誌でもあるのです。

この様な会報誌や、その他のツールを使用して、会員皆様のご協力の元、尚一層多くの入会希望者が集まることを切に希望いたします。

幹事報告

ガバナーより

1. 青少年交換来日・帰国学生リセッション/解団式のご案内
日時：9月7日(土) 14時~17時
場所：アイクロス湘南6階「E会議室」
回答期限：8月26日(月)

出席報告	ゲスト 2名 ビジター 0名	会員 24名
	欠席 3名(免除者0名)	前回の修正出席率 95.65%
	出席率 87.50%	前々回の修正出席率 100.00%

事前メイクアップ 4名

ロータリーの友事務所より

1. ロータリーの友月間卓話用といたしまして、『ロータリーの友手引書』を作成いたしました。各クラブには『友』8月号とともに1冊ずつ送付をいたしますが、ご参考までにPDFを送らせていただきます。

連絡事項

1. 8月の例会は、2日は規定により休会、9日はガバナー補佐訪問、16日は特別休会、23日は情報集会で夜間例会、30日のガバナー公式訪問です。

尚、9日の理事会はガバナー補佐訪問の為11時より開催致します。

スマイルBOX

(7/26~31)

平間章弘君・室伏学君・神谷一博君

安江さん本日は湯河原ロータリークラブへ入会まことにおめでとうございます。大歓迎です！一緒にロータリー活動を盛り上げましょう。

常盤章夫君・土屋一弘君・石川博君・深澤昌光君

安江さんようこそ湯河原ロータリークラブへ。おじいさんとはながいことロータリー活動を楽しくやりました。本日はようこそ！安江さんともロータリー活動を楽しくやってみましょう。

室伏学君

お食事の際のBGMをかけ損ないました。

石田浩二君

7月20日(土) 城堀区民の集いが行われました。



固定資産税について

1 市町村の財政と固定資産税について (P3)

固定資産税は市町村税の約41%を占め、市町村民税とともに、福祉、救急、ごみ収集等基本的な行政サービスを提供する市町村の財政を支える基幹税目として重要な役割を果たしている。

湯河原町では全収入36億円に対して、固定資産税は17億円(46%)を占めている。

2 固定資産税とは (P4)

固定資産税は毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が

その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に収める仕組みになっている。湯河原町に固定資産を所有している場合は、湯河原町に収める必要がある。

償却資産は事業者様が多く、税理士様の方で申告をしていると思いますので、割愛する。

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者である。登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人になる。

3 税額算定のあらまし

簡単に税額の確定までの流れについて

固定資産税は次のような手順で税額が決定され納税者に通知される。

固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格を基に課税標準額を算定する。算定した課税標準額に税率をかけて税額を算定する。税額が決定され納税者に納税通知書を送付する。

4 固定資産税の制度について (P6)

固定資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価を行い(評価替え)、価格が決定される。

土地と家屋については、原則として基準年度(3年毎)に評価替えを行い、(1月1日)現在の価格を決定する。第2年度及び第3年度は新たに評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置く。平成31年(令和元年)は平成30年を基準年度としている。

ただし、例外があり、新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋(建物を建てた時など)及び土地を宅地から駐車場にするといった地目変更、家屋の増改築などされた土地又は家屋については新たに評価を行い、価格を決定する。

また、価格の据置措置の例外があり、土地である地価の下落があり、価

格を据置くことが適当でない場合には、第2年度及び第3年度においても価格の修正を行う(土地の下落修正)湯河原町は例年下がっているため、毎年価格の修正を行っている。

5 課税標準額について (P8)

原則として、固定資産の価格(評価替)が課税標準額となる。

(例)住宅用地の特例、住宅用地については後程説明します。

標準額には免税点と言われるものがあり、所有者が町内に所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計がある金額に満たない場合は、固定資産税

は課税されない。

ア 土地の合計：30万円未満

イ 家屋の合計：20万円未満

ウ 償却資産の合計：150万円未満

この場合、固定資産税は課税されない。

税額算出までの流れとして先ほどお話ししたとおり、固定資産の価格、評価額をそれぞれ算出し、その評価額をもとに課税標準額を算出して税率

(1.4%)をかけることで税額をだしています。

このような流れから税額を確定させ納税通知書として通知します。

納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の救済の方法等が記載されています。湯河原町では毎年5月10日前後に、郵便で一斉発送しています。

6 土地に対する課税について

(1) 評価のしくみ (P12)

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

ア 地目

宅地、田及び畑(併せて農地という。)、鉱泉地、山林、原野、

並びに雑種地をいい、その年の1月1日(賦課期日)の現況地目によります。

イ 地積

原則として土地登記簿に記載されている地積によります。

ウ 地目別の評価方法

地目別の評価方法については、基本的に固定資産を所有している

中で宅地を所有されていることが多いので、宅地について説明する。

商業地区や住宅地などを利用状況に応じて区分し、それを街路の

状況や公共施設等からの距離などを考慮して更に区分する。主要な街路、標準宅地の選定を行う。

標準宅地とは、市町村内の状況の類似する地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいう。選定後、主要な街路の路線価の付設を行う。

路線価とは、市街地等において街路に付けられた価格のことであり、その街路に接する標準的な宅地の

1㎡当たりの価格をいう。主要な街路の路線価の付設後、その他の街路の路線価の付設を行う。

路線価が決まることで、各筆の評価が決まる。宅地の価格は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況に応じて求められる。

7 路線価等の公開 (P15)

全国地価マップにて路線価を湯河原だけでなく、他市町村の路線価についても閲覧することができる。

最後に固定資産税とは資産の種類によって、評価方法が異なる。詳しく内容を知りたい場合は、税務課資産税係にお越しく下さい。